

## <一般委託>

### 横須賀市と逗子市との共同によるイノシシ捕獲業務委託 仕様書

横須賀市と逗子市との共同によるイノシシ捕獲業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	二子山山系に生息するイノシシを計画的かつ一体的に捕獲し、生息個体数の増加及び生息分布域の拡大防止を図るとともに、イノシシによる生活被害及び農業被害、人身被害等を未然に防止することを目的として、横須賀市及び逗子市にまたがる山林等において積極的な捕獲を実施する。
2	履行期間	令和5年10月1日から令和6年3月15日
3	施行場所	<p style="color: red;">横須賀市田浦町ほか及び逗子市沼間ほか</p> <p style="margin-left: 20px;">(1)横須賀市田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、山中町、西逸見町、東逸見町、池上及び新たにイノシシの出没や被害が生じた地域のうち、横須賀市が指定した区域            (2)逗子市沼間、桜山及び新たにイノシシの出没や被害が生じた地域のうち逗子市が指定した区域</p>
4	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)打ち合わせ協議</li> <li>(2)業務計画書の提出</li> <li>(3)調査及びわな設置計画書の提出</li> <li>(4)わな等の設置及び管理(見回り、撤去を含む)</li> <li>(5)捕獲時の止め刺し作業等</li> <li>(6)報告書の提出</li> </ul> <p>※詳細は別紙、特記仕様書のとおり</p>
5	特記事項	本業務は横須賀市及び逗子市が共同して公益財団法人神奈川県市町村振興協会の「市町村共同事業助成金」の申請を行い、またその財源を確保して実施する事業である。
6	関係法規	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
7	資格要件	<p>本業務履行については、下記の実績及び資格等を有すること。</p> <p>(1)平成30年4月1日以降に国、地方公共団体、又は特殊法人等が発注したわなを使用したイノシシ捕獲委託業務の契約を元請けとして締結し、完了した実績があること、または、神奈川県の認定鳥獣捕獲等事業者(わなによるイノシシ捕獲)として本業務履行期間を満たした有効期間の認定を受けていること。</p> <p>(2)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第19条の第4項第1号に準じた安全管理規程を有すること。</p> <p>(3)わな猟狩猟免許を有する従事者を3名以上配置できること。</p> <p>(4)規則第19条の8第4号に準じた損害保険契約の被保険者であること。</p> <p>(5)わなによる中・大型野生動物の捕獲を実施した実績があること(捕獲従事者個人の実績を含む)。</p>
8	契約方法	総価契約(業務内容(1)(2)(3)(4)(6))及び単価契約(業務内容(5))による業務委託契約
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後、業務実績に応じた委託料総額(逗子市域分を含む)を横須賀市が一括払いの方法で支払うものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員連絡先	横須賀市建設部自然環境・河川課 鈴木 電話:046-822-8528

### <指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この業務を実行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</li> <li>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</li> </ul>
----------------------------------	--

## 内訳書

## 1 総価契約分

(税抜き)

No.	内訳	単位	数量	区域	金額（円）
1	打ち合わせ協議	式	1		
2	現地調査及び計画書の策定	式	1	横須賀市	
				逗子市	
3	捕獲わな及び使用器具、物品、消耗品等	式	1	横須賀市	
				逗子市	
4	報告書の作成	式	1		
5	捕獲わなの設置及び管理（見回り、撤去を含む）	日	120		

## 2 単価契約分

(税抜き)

No.	内訳	単位	予定数量	上限単価（円）	単価（円）
6	捕獲時の止め刺し作業等	頭	30	25,000	

※業務内容等は別紙、仕様書のとおり。

※「金額」及び「単価」は契約者が記入すること。

※「単価」は「上限単価」を超えないこと。

上記「総価契約分」の合計金額と「単価契約分」（予定数量と単価を乗じた金額の合計）の合計金額を入札金額とすること

# 横須賀市と逗子市との共同によるイノシシ捕獲業務委託 特記仕様書

## 1 業務の目的

二子山山系に生息するイノシシを計画的かつ一体的に捕獲し、生息個体数の増加及び生息分布域の拡大防止を図るとともに、イノシシによる生活被害及び農業被害、人身被害等を未然に防止することを目的として、横須賀市及び逗子市（以下「2市」という。）にまたがる山林等において積極的な捕獲を実施する。

なお、本業務は2市が共同して公益財団法人神奈川県市町村振興協会の「市町村共同事業助成金」の申請を行い、またその財源を確保して実施する事業であり、本仕様書は2市が共用するものとする。

## 2 履行期間

令和5年10月1日から令和6年3月15日とする。

## 3 捕獲実施場所

イノシシの生息状況等の調査や最適なわなの設置場所を選定するため、次の区域の山林等において踏査及び捕獲を実施すること。

### (1) 横須賀市域

田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、山中町、西逸見町、東逸見町、池上及び新たにイノシシの出没や被害が生じた地域のうち横須賀市が指定した区域

### (2) 逗子市域

沼間、桜山及び新たにイノシシの出没や被害が生じた地域のうち逗子市が指定した区域

## 4 捕獲目標頭数

イノシシの確実な捕獲と市域からの排除を目指し、次のとおり捕獲目標を設定する。

ただし、各市域での捕獲目標頭数を達成した時点で、当該市域での捕獲を終了（わな等を撤去）するものとする。

### (1) 横須賀市域 20頭

### (2) 逗子市域 10頭

## 5 捕獲獵具及び使用器具、物品

本業務を実施するために必要な捕獲わなや止め刺し等の獵具及び消耗品等の一切の器具、物品は受託者の負担で用意すること。

なお、捕獲獵具は原則くくりわなを使用することとし、それ以外のわなを使用する場合においては事前に2市の承諾を得ること。

## 6 人員車両等

本業務に従事する者は、受託者の構成員であり、有害鳥獣捕獲従事実績のある構成員が3名以上従事すること。

建物、設備、車両等は受託者の負担で確保し用意すること。

また、車両の通行料金、電話等の通信料金、水道光熱費等の一切の必要経費についても受託者が負担すること。

## 7 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

ただし、業務の履行に際して必要となる受託者への確認や指示、協議等については、横須賀市域にかかる業務は横須賀市、逗子市域にかかる業務は逗子市が行うものとする。

また、各計画書及び報告書等は、2市に印刷物を各1部、CD-R等に保存した電子記録媒体を各1部（電子メールによるデータ送信も可）提出すること。

### （1）打ち合わせ協議

業務履行にあたっての実施方法や業務報告等について、業務着手時及び完了時の2回のほか、協議が必要となった場合に隨時、打ち合わせ協議を行うこととする。

なお、打ち合わせ協議は原則、2市と受託者の三者で行うこととし、実施場所は2市のいずれかが用意する会議室等で行うこととする。

### （2）業務計画書の提出

業務の実施方法及び実施内容、安全管理等を記載した業務計画書を作成し、初回の打ち合わせ協議日に提出すること。

### （3）業務従事者名簿の提出

契約締結後速やかに、業務に従事する者の名簿及びわな猟狩猟免許の写し等を2市に提出すること。

### （4）調査及びわな設置計画書の提出

2市が提供する過去の捕獲場所や出没情報等をもとに捕獲実施場所を踏査し、イノシシの痕跡等から捕獲に適する場所を選定したうえで、区域ごとのわな設置計画書（猟具の設置及び稼働予定日、猟具の設置予定場所の位置図（地理院地図（電子国土Web）の画像にマーク）を作成し、猟具等の設置開始予定日の10日前までに提出すること。

また、イノシシの出没状況等に応じて猟具の設置場所等を変更する場合は、わな設置計画書を修正し、速やかに2市に提出すること。

イノシシの出没や被害が新たに確認された場所については、2市の指示に基づき現場を調査し、必要に応じてわな設置計画書を追加修正し、2市に提出すること。

### （5）土地使用承諾手続き等

本業務の履行に際しわな等の設置に係る土地使用承諾手続き等は各市域を所管する市が行うものとし、2市は承諾手続きが完了次第、速やかに受託者に連絡するものとする。

### （6）わな等の設置及び管理

猟具は同時に15基以上（内訳は横須賀市域10基以上、逗子市域5基以上を予定）設置することとし、履行期間のうち「4 捕獲目標頭数」が捕獲されるまでの間または各市域において、各々120日間以上わなを設置・稼働させることとする。

猟具または猟具を設置した場所周辺には「わな表示」（標識に、受託者の所在地、名称、代表者または従事者の氏名、従事者証に記載された許可者名（横須賀市長または逗子市長）、捕獲実施期間及び捕獲対象鳥獣（イノシシ）を記載）を表示したうえで、わな設置計画書に基づき、猟具を適切に設置、管理すること。

また、獵具の設置場所周辺には、必要に応じて2市が事前に提供する「注意喚起ポスター」(本事業が市町村振興宝くじ「サマージャンボ宝くじ」の収益金を財源としている旨を併記したもの)を掲示すること。

また、わな設置場所の変更等に伴いわな等を撤去する場合は、設置場所を原状復帰すること。

#### (7) わなの見回り

わなの稼働期間中は1日1回の頻度で見回りを行い、状況を確認したうえで必要に応じて再設置等のメンテナンスを行うこと。

ただし、無線発信機を装着している場合は、1週間に1回以上、わなの見回りを行い、状況を確認したうえで必要に応じて再設置等のメンテナンスを行うこと。

#### (8) 捕獲時の止め刺し作業等

イノシシ捕獲時は、法令に則り銃器によらない方法で止め刺しを行った後、次の作業を行い速やかに2市へ報告すること。

なお、止め刺し作業は原則、2人以上で行うこと。

##### ア 個体情報の記録

捕獲日、捕獲場所(地理院地図【電子国土 Web】/国土地理院)の画像にマークをした位置図を含む)、雌雄、体重、体長、体高を記録すること。

また、捕獲時と止め刺し後の状況を撮影(静止画)すること。

撮影の際には、日時を印字できるカメラを使用し、日時が印字できない場合は、止め刺し後の状況を撮影する際に捕獲日・捕獲個体番号を記載したホワイトボードや黒板等と一緒に撮影すること。

##### イ 頭蓋骨の採取

年齢査定の試料とするため、頭部を採取し、二重にしたビニール袋に封入し、捕獲個体番号を明記したうえで、別途2市が指示する提出先に送付または搬送すること。

##### ウ 捕獲個体の処理

頭蓋骨採取後の個体は、法令に従い、原則として捕獲場所での埋設などにより適切に処理すること。その他の方法にて処理を行う場合には、2市に承諾を得ること。

ただし、捕獲場所の地形や地質の状況により埋設することが困難でやむを得ずその場に放置する場合においては、農地や登山道などの人目に付く場所から十分に離れた場所に移すなど、可能な限り周辺の生活環境等に影響を与えないよう配慮すること。

#### (9) 安全等の確保

受託者は、構成員の中から業務責任者を選任し、業務が安全かつ適正に行われるよう、捕獲従事者の安全管理の徹底を図り、指導・監督に努めること。

また、受託者は業務の実施にあたり、捕獲従事者のみならず、近隣の住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めること。

#### (10) 業務終了時のわな撤去等

業務終了時は速やかにわな等を撤去し、わな等の設置場所を原状復帰すること。

## 8 報告書の提出

受託者は、捕獲業務が終了した後、2市の捕獲実績等をとりまとめた次の各事項を記載した報告書を作成し、業務完了時の打ち合わせ協議日に提出すること。

- (1) イノシシの捕獲日、捕獲場所（地理院地図【電子国土 Web】/国土地理院）の画像にマークをした位置図を含む）、捕獲した個体の雌雄、体重、体長、体高、処分方法及び捕獲時及び止め刺し後の撮影画像
- (2) 従事した作業内容
- (3) わな設置場所及び稼働状況
- (4) 業務履行に際しての考察、課題等

## 9 契約手続き及び委託料の支払い

### (1) 入札及び契約手続き

本業務の委託事業者選定にかかる入札事務は、横須賀市が執行するものとし、横須賀市の条例及び規則並びにその他の規定等の定めによるものとする。

ただし、入札にかかる予定価格は、次の総価契約分及び単価契約分の区分に応じた2市の合計金額とし、当該入札にかかる落札者と横須賀市が本業務にかかる契約を一括して締結するものとする。

契約区分	業務内訳	数量・単位
総価契約分	打ち合わせ協議	1式
	現地調査及び計画書の策定	1式
	捕獲わな及び使用器具、物品、消耗品等	1式
	報告書の作成	1式
	捕獲わなの設置及び管理（見回り、撤去を含む）	120日
単価契約分	捕獲時の止め刺し作業等	1頭

### (2) 業務完了届の提出

受託者は業務終了後、速やかに横須賀市に業務完了届を提出して必要な検査を受けるものとし、本仕様書の定めに適合しないものとして修正等の指示があった場合は、速やかに修正等を行い、検査の合格をもって業務を完了するものとする。

### (3) 委託料の支払い

受託者は業務完了後、本業務にかかる委託料総額を横須賀市に請求することとし、横須賀市は受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に一括払いの方法により支払うものとする。

## 10 2市の事務担当

本業務にかかる事務は、次の各市担当部署が行うものとする。

### (1) 横須賀市

建設部自然環境・河川課

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地

電話：046-822-8528 FAX：046-821-1523

E-mail : shizen-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

(2) 逗子市

環境都市部緑政課

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号

電話：046-872-8125 FAX：046-873-4520

E-mail : ryokusei@city.zushi.kanagawa.jp

## 11 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」のほか、各種関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務における捕獲許可申請は2市が行うものとし、2市は受託者に従事者証を交付する。
- (3) 受託者は業務履行中に使用する車両については、道路交通法等を遵守し、他の交通車両等の支障にならないよう駐車し、駐車目的や緊急連絡先等を分かりやすいように明示すること。
- (4) 業務従事者は、従事者証を携帯し、地権者や地域住民、警察官等から求められたときは提示し、業務内容等を説明するなどトラブル等が生じないよう誠実に対応すること。
- (5) 受託者は、CSF（豚熱）対策として、発生確認地域への立ち入りを避け、捕獲器具や長靴、衣類、車両等の洗浄、消毒を徹底するなど、ウイルス侵入防止に努めること。
- (6) 受託者が作成した計画書等の提出物及び2市から提供を受けた資料、その他本業務の履行に際して知り得た一切の情報等は、無断で第三者に提供もしくは他の目的で使用してはならない。
- (7) 受託者は本業務の履行に際して事故等が発生した場合は速やかに2市へ報告すること。
- (8) 本業務履行中に生じた損害賠償等については、第三者に及ぼした損害を含め、受託者の責任において補償すること。ただし、2市の責に帰すべき損害等については、各市の責に帰すべき相応の割合を各市が負担するものとする。
- (9) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書によりがたい事由が生じたときまたは、本仕様書に記載のない事項について必要と認めたときは、速やかに2市と受託者が協議して定めることとする。

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

### (個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務において個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

### (適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

### (管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

### (個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

### (資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確實に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に問わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

- 6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。  
(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙(再受託者を含む。)に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙(再受託者を含む。)の事務所に立ち入ることができる。

- 2 乙(再受託者を含む。)は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙(再受託者を含む。)は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故(以下「漏えい事故」という。)が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならぬ。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙(再受託者を含む。)は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならぬ。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙(再受託者を含む。)が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙(再受託者を含む。)は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じその損害を賠償しなければならぬ。  
(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

参考様式（個人情報の取扱いに関する特記事項 第8条関係）

## 電子記録消去報告書

年　月　日

(あて先) 横須賀市長

住　所

受託者

事業者名

代表者名

下記の方法により電子記録媒体に記録された個人情報を消去しましたので報告します。

記

業務名	
ファイル名及び容量	
消去方法	
管理責任者	
備考	

参考様式（個人情報の取扱いに関する特記事項 第10条関係）

## 再 委 託 承 認 申 請 書

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

住 所

受託者

事業者名

代表者名

年 月 日付をもって締結した下記契約に関する業務を再委託したいので承認  
願います。

記

業務名	
再委託の相手方	(住所) (事業者名)
再委託を行う業務の内容	
再委託で取り扱う個人情報	
再委託の期間	年 月 日から 年 月 日まで
再委託が必要な理由	
再委託の相手方における責任体制及び管理責任者	
備考	